

平成 28 年度構造設計一級建築士講習のご案内

平成 28 年 5 月

登録講習機関

公益財団法人 建築技術教育普及センター

登録年月日：平成 20 年 11 月 28 日 登録番号：第 1 号

平成 20 年 11 月 28 日に施行された改正建築士法により、平成 21 年 5 月 27 日以降、一定規模以上の建築物の構造設計については、構造設計一級建築士が自ら設計を行うか若しくは構造設計一級建築士に構造関係規定への適合性の確認を受けることが義務付けられました。

構造設計一級建築士の資格を取得するには、原則として、一級建築士として 5 年以上構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了することとされております。

当センターは、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関として、構造設計一級建築士講習を実施いたします。

§ 1. 講習案内

1-1. 受講申込関係書類の頒布

- (1) 頒布期間 平成 28 年 5 月 23 日(月)～6 月 24 日(金) (ただし、土曜日、日曜日は除く。)
- (2) 頒布時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 (ただし、最終日の 6 月 24 日は午後 3 時まで。)
- (3) 頒布場所 当センター各支部並びに各都道府県の建築士会
- (4) 頒布価格 1 セット 1,080 円 (うち消費税額 80 円)

1-2. 受講申込書の受付

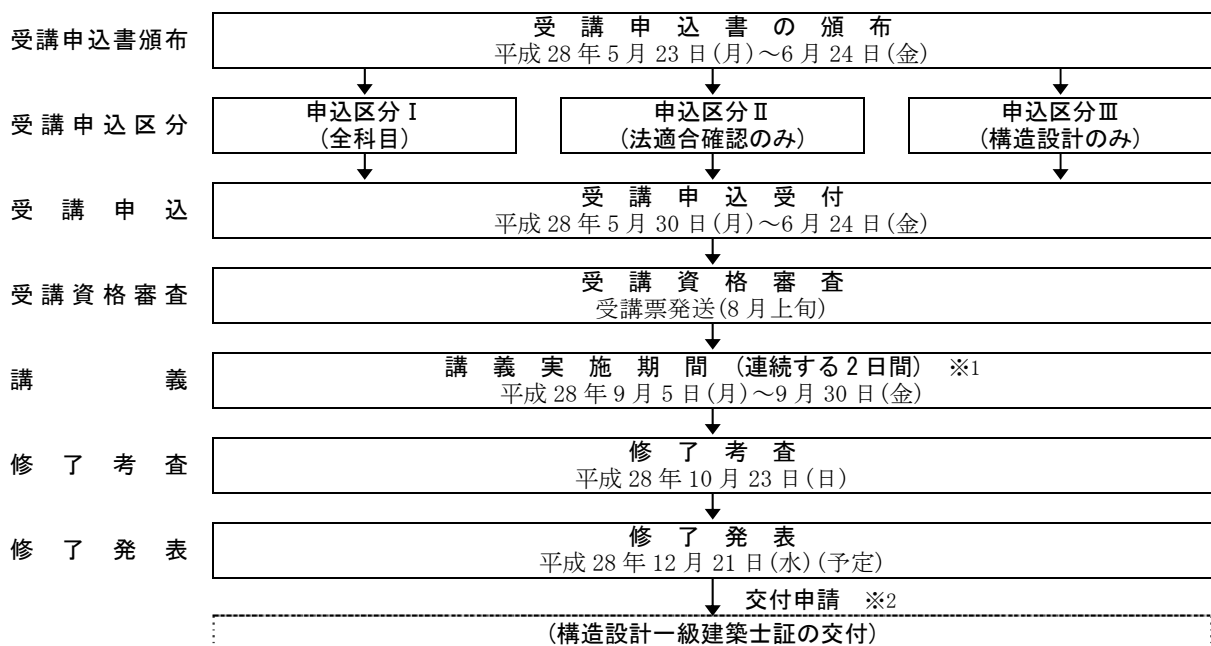
- (1) 受付期間 平成 28 年 5 月 30 日(月)～6 月 24 日(金) (受付締切日の消印のあるものまで有効)
- (2) 申込方法 当センター本部宛に郵送(簡易書留)で申込んで下さい。

1-3. 受講申込区分(下記の 3 種類の申込区分から該当する区分で申込んで下さい。)

- (1) 申込区分Ⅰ(全科目)
講習の全科目を受講する場合の申込区分で、「一級建築士」が対象となります。
- (2) 申込区分Ⅱ(法適合確認のみ)
平成 26 年度又は平成 27 年度に実施された構造設計一級建築士講習の修了考査において「構造設計」に合格された方が、講義及び修了考査のうち、「構造設計」に対応する「建築物の構造に関する科目」の免除を希望する場合の申込区分です。
なお、平成 26 年度構造設計一級建築士講習の修了考査において「構造設計」に合格された方がこの申込区分で受講できるのは、今回までとなります。
- (3) 申込区分Ⅲ(構造設計のみ)
平成 26 年度又は平成 27 年度に実施された構造設計一級建築士講習の修了考査において「法適合確認」に合格された方が、講義及び修了考査のうち、「法適合確認」に対応する「構造関係規定に関する科目」の免除を希望する場合の申込区分です。
なお、平成 26 年度構造設計一級建築士講習の修了考査において「法適合確認」に合格された方がこの申込区分で受講できるのは、今回までとなります。

注)「一級建築士」かつ「構造計算適合性判定資格者(①平成 19～20 年に構造計算適合性判定に関する講習会を受講し構造計算適合性判定員候補者名簿に掲載された者、②建築基準法施行規則第 10 条の 15 の 3 の規定に基づく者)」の方は、講義の一部及び修了考査の免除を希望することができます。該当の方は、当センター本部業務第二課(電話 03-6261-3310)まであらかじめご連絡下さい。

1-4. 構造設計一級建築士の資格取得まで



※1 講義は、申込区分Ⅱの場合は半日です。

※2 交付申請の期間は、修了日から 1 年以内です。(詳細は、1-11.「構造設計一級建築士証の交付手続き」を参照)

1-5. 受講手数料(受講資格審査手数料、テキスト代及び修了考査手数料を含む。)

- (1) 申込区分Ⅰ 54,000円(うち消費税額4,000円)
- (2) 申込区分Ⅱ 43,200円(うち消費税額3,200円)
- (3) 申込区分Ⅲ 48,600円(うち消費税額3,600円)

1-6. 講習の構成

- (1) 講習は、講義日に配布する平成28年度講習テキストを使用した2日間の講義と1日の修了考査の構成により実施します。
- (2) 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。
- (3) 1回の講習は、下記の日程及び内容で行われる予定です。(○は受講すべき科目)

日 程	時 間	内 容	申込区分		
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
講 義	第1日	午前 10:00~11:00(1時間)	○	免除	○
		11:00~13:00(2時間)	○	免除	○
	午後 14:00~18:00(4時間)	○	○	免除	
	第2日	午前 10:00~11:20(1時間20分)	○	免除	○
		11:20~12:00(40分)	○	免除	○
		午後 13:00~16:00(3時間)	○	免除	○
修了考査	10月23日(日)	午前 10:00~13:00(3時間)	○	○	免除
		午後 14:15~17:15(3時間)	○	免除	○

1-7. 修了考査

- (1) 修了考査は、平成28年10月23日(日)全国一斉に実施します。
- (2) 修了考査は、次の表の考査区分、出題形式等により行います。

出題の対象については、構造設計一級建築士として必要な知識及び技能に関するものとし、平成28年度講習テキスト及び2015年版建築物の構造関係技術基準解説書の参照を可とします。

考査区分	出題形式	出題科目	出題内容
法適合確認	記述式	構造関係規定に関する科目	・記述式問題：5問
構造設計	4枝択一式及び記述式	建築物の構造に関する科目	・4枝択一式：20問 ・記述式問題：3問

(注) 解答に当たり、適用すべき法令については、平成28年1月1日現在において施行されているものを予定しています。

- (3) 修了判定は、講義の出席状況及び修了考査の結果に基づき行います。

- ①講義については、申込区分ごとにすべての講義に出席する必要があります。
- ②修了考査については、「法適合確認」及び「構造設計」が合格した場合、講習を修了したものと判定されます。

考査区分	出題形式	判定方法(概要)
法適合確認	・記述式問題：5問	5問について、問題ごとに一定以上の評価が得られ、かつ、5問の評価の合計が一定以上であること
構造設計	・4枝択一式：20問 ・記述式問題：3問	4枝択一式20問の評価の合計が一定以上であること、かつ、記述式3問について、問題ごとに一定以上の評価が得られ、かつ、4枝択一式及び記述式の評価の合計が一定以上であること

- (4) 修了考査については、構造設計一級建築士として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるよう、次の表に掲げる内容が出題されます。(平成20年7月1日国土交通省住宅局建築指導課発 修了考査ガイドライン(案)より)

考査区分	内容
法適合確認	・構造関係規定上不適切な部分を有する設計図書を提示し不適切な箇所及びその理由を指摘する問題や構造設計の基礎的な知識及び理解力を問うための記述式の問題等により、構造設計一級建築士が関与すべき建築物の法適合確認を適切に行う能力を問う。(鉄筋コンクリート造・鉄骨造等の主な構造方法に関し、万遍なく出題する。)
構造設計	・計画条件を与えた上で、壁量計算、剛性評価、モデル化、座屈、変形能力など構造設計に関する理解力を問うための記述式の問題や、建築物に関する荷重・外力、構造力学・解析、構造材料、構造計画、構造計算等の総論、木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造等の各種建築構造の特性等に関する理解力を問うための記述式又は多肢選択式の問題等により、構造設計一級建築士が関与すべき建築物の設計を適切に行う能力を問う。(鉄筋コンクリート造・鉄骨造等の主な構造方法に関し、万遍なく出題する。)

1-8. 講習地及び講習期間

- (1) 講習地及び講習期間は、下表の中から申込受付順に受講者の希望するところとします。
- (2) 各日程で受講希望者が集中した場合には、希望する講習地及び講習期間で受講できない場合があります。
- (3) 講習地及び講習期間は、平成 28 年 8 月上旬頃当センターから送付する受講票により通知します。

■講習地及び講習期間一覧表

会場 コード	講習地	講習期間		
		講義(連続する2日間)	講義方式	修了考査
AA	札幌市	9月27日(火)～9月28日(水)	DVD ※2	10月23日(日)
BA	仙台市	9月20日(火)～9月21日(水)	DVD ※2	
CA	東京都	9月5日(月)～9月6日(火)	対面式 ※1	
DA	名古屋市	9月20日(火)～9月21日(水)	DVD ※2	
EA	大阪府	9月27日(火)～9月28日(水)	対面式 ※1	
FA	広島市	9月29日(木)～9月30日(金)	DVD ※2	
GA	福岡市	9月28日(水)～9月29日(木)	DVD ※2	

※1 東京都及び大阪府については、講師による対面式講義を予定しています。

※2 札幌市、仙台市、名古屋市、広島市及び福岡市については、DVD 上映による講義を予定しています。

ただし、「構造設計総論(建築構造設計のあるべき姿)」については、講師による対面式講義を予定しています。

1-9. 講習地の変更

講習地の変更は、原則として、認められません。

(1) 講義

講習地の変更(第1日又は第2日のみの変更を含む。)は、転勤等やむを得ない事情があり、変更希望先の会場に余裕がある場合に限り認めます。指定された講義の1週間前までに、当センター本部業務第二課(電話 03-6261-3310)までご連絡下さい。

(2) 修了考査

修了考査の講習地は、原則として、講義を受けた講習地と同じとします。

1-10. 修了発表

(1) 修了考査の結果等の通知

平成 28 年 12 月 21 日(水)(予定)

修了考査の結果は、可否にかかわらず通知します。修了者については、「構造設計一級建築士講習修了証」の発行をもって修了考査の結果等の通知に代えることとします。なお、未修了者については、その旨を記載した通知書(以下「未修了通知書」という。)を送付します。また、修了者の受講番号を記載した修了者一覧表を当センター支部の事務所等に掲示するとともに、当センターホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)に掲載します。

(2) 修了考査の区分合格について

平成 28 年度構造設計一級建築士講習の修了考査において「法適合確認」又は「構造設計」に合格した場合、本人の申請により、平成 30 年度の講習まで、「法適合確認」又は「構造設計」に係る講義及び修了考査が免除されます。

※ 免除申請には未修了通知書が必要になりますので、紛失しないよう大切に保管して下さい。

(3) 終了した講習の教材等の公表

- ① 終了した講習の教材(テキスト)、修了考査の問題及び修了考査の結果の判定基準の概要については、修了発表に併せて、一定期間当センター支部の事務所において、希望により閲覧することができますようにします。
- ② 当センターにおいて、「平成 27 年度構造設計一級建築士講習 修了考査問題集」のコピーを頒布(1部)します。頒布方法については、当センターホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)で案内しています。

1-11. 構造設計一級建築士証の交付手続き

(1) 交付申請

講習修了者は、構造設計一級建築士証の交付を受けることにより「構造設計一級建築士」の称号を得ることができます。交付申請の期間は修了日(修了考査の実施日)以後1年以内(平成 29 年 10 月 23 日(月)まで)ですので、必ず、この期間内に交付手続きを行って下さい。

(2) 交付申請窓口及び問合せ先

各都道府県の建築士会(6頁参照)

§ 2. 受講資格

2-1. 受講資格について

「一級建築士」として5年以上構造設計の業務に従事した方が対象。

また、この受講資格に関し、当該構造設計の業務と同様の取扱いが認められるものとして、平成25年国土交通省告示第732号及び国土交通省住宅局長通知(国土交通大臣認定)により具体的な業務経験が明確化されたほか、「構造設計の補助業務」及び「構造に関する工事監理の補助業務」については、平成25年国土交通省住宅局建築指導課長通知により、業務経験に含めない時期が設定されました。これらに基づき、業務経験として認められる業務等を、次の(1)及び(2)に示します。

(1) 業務経験として認められる業務

業務経験の種類	業務経験として認められる根拠規定等
構造設計の業務	建築士法第10条の2の2第1項第一号
確認審査等の業務(建築物の構造に関するものに限る。) 構造計算適合性判定	平成25年国土交通省告示第732号
確認審査等の補助業務(建築物の構造に関するものに限る。) 構造計算適合性判定の補助業務	国土交通省住宅局長通知(国土交通大臣認定) (平成25年7月31日付け国住指第1433号)
工事監理の業務(建築物の構造に関するものに限る。)	

(2) 過去の講習において国土交通大臣の確認を得て業務経験として認められてきた業務

業務経験の種類	業務経験として認められる根拠規定等
構造設計の補助業務* ※平成25年9月30日以前に従事していたものに限る。	国土交通省住宅局建築指導課長通知 (平成25年9月5日付け国住指第1931号)
構造に関する工事監理の補助業務* ※平成25年9月30日以前に従事していたものに限る。	

* 建築士法第10条の2の2第1項第一号に定める講習の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有すると認めるものとなるには、平成25年国土交通省告示第732号第1項第二号の規定に基づき、国土交通大臣の確認を受ける必要があるため、結果的に受講資格として認められない場合があります。

(注)「業務経験」として認められないものの例を、下欄に示します。

<ul style="list-style-type: none">平成25年10月1日以降に従事した構造設計の補助業務平成25年10月1日以降に従事した構造に関する工事監理の補助業務構造以外の設計(意匠設計、設備設計等)構造以外の工事監理積算施工・施工管理研究・教育行政(確認申請の審査業務、構造計算適合性判定業務を除く。)土木関係の業務都市計画関係の業務環境等の業務構造計算プログラム作成業務

2-2. 業務経験年数の計算方法について

業務経験年数を計算するに当たっては、一級建築士免許登録の日から平成28年9月4日までを業務経験期間として算入することができます。

§ 3. 受講の申込み

3-1. 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書(所定の用紙)

受講申込書-A(裏面が業務経歴書・業務経歴証明書)・受講申込書-B

(2) 写真 2 枚

無帽・無背景・正面上 3 分身を写した証明写真(縦 4.5 cm×横 3.5 cm)で、平成 28 年 1 月以降に撮影したもの 2 枚。
写真の裏面に講習地、氏名を記入し、受講申込書-A及び受講申込書-Bの所定の欄に貼付して下さい。

(3) 受講手数料払込受付証明書

受講申込区分ごとに所定の払込用紙を使用し、必ず個人別にゆうちょ銀行又は郵便局に納付し、その際発行される振替払込受付証明書を受講申込書-Aの所定の欄に貼付して下さい。

(4) 受講資格を証明する書類(受講申込区分により下記の書類が必要です。)

受講申込区分	受講資格を証明する書類	備考
申込区分Ⅰ (全科目)	・業務経歴書・業務経歴証明書(申込書-Aの裏面)(下記①) ・一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書の写し(下記②)	過去の受講票(みなし講習を含む。)を提出することにより、下記①～③の証明書類の提出に代えることができます。
申込区分Ⅱ (法適合確認のみ)	・平成 26 年度又は平成 27 年度の構造設計一級建築士講習未修了通知書(下記③)	
申込区分Ⅲ (構造設計のみ)		

①業務経歴証明書(申込書-Aの裏面)は、正当な理由がない限り、第三者(下記イ～ハ)による証明が必要となります。

イ. 本人が建築士事務所に所属している場合は、当該建築士事務所の管理建築士

ロ. 本人が管理建築士である場合は、原則として事務所内の他の建築士

ハ. 個人事務所の場合や当時の管理建築士が死亡等の場合で、これらの証明ができない場合は、事務所外の他の建築士(同業者、取引先、知人でも可。)

②一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書を紛失等の理由で再交付手続き期間中の場合は、一級建築士免許証・免許証明書再交付申請書の写しでも可とします。

③申込区分Ⅱ又はⅢの方は、平成 26 年度又は平成 27 年度の構造設計一級建築士講習未修了通知書を業務経歴書右側の所定の欄に貼付して下さい。

§ 4. 個人情報の取扱いについて

- ・構造設計一級建築士講習受講者の修了情報は、建築士名簿に登録されます。建築士名簿と照合が必要な場合には、建築士名簿の登録事務を行っている機関に受講申込書等の情報を提供する場合があります。
- ・収集した個人情報は、講習の情報提供等の目的で使用させていただきます。また、当財団の個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。なお、詳細については、当センターホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)をご覧ください。

§ 5. 受講申込みに関する問合せ先

■公益財団法人 建築技術教育普及センター

本部・支部名	〒	所在地	電話番号
本部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル	03(6261)3310
北海道支部	060-0042	札幌市中央区大通西 5-11 大五ビル	011(221)3150
東北支部	980-0824	仙台市青葉区支倉町 2-48 宮城県建設産業会館	022(223)3245
関東支部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル	03(6261)3318
東海北陸支部	460-0008	名古屋市中区栄 4-3-26 昭和ビル	052(261)6816
近畿支部	540-6591	大阪市中央区大手前 1-7-31 OMM	06(6942)2214
中国四国支部	730-0051	広島市中区大手町 2-11-15 新大手町ビル	082(245)8055
九州支部	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-9-1 東福第 2 ビル	092(471)6310
インターネットホームページ(http://www.jaeic.or.jp/)で、制度案内、受講に関する情報を提供しています。			

§ 6. 受講申込関係書類頒布場所(5頁のセンター各支部の他、下記の場所で頒布されます。)

■都道府県建築士会

講習地	頒布場所	〒	所在地		電話番号
札幌市	(一社)北海道建築士会	060-0042	札幌市中央区大通西5-11	大五ビル6階	011(251)6076
仙台市	(一社)青森県建築士会	030-0803	青森市安方2-9-13	青森県建設会館1階	017(773)2878
	(一社)岩手県建築士会	020-0887	盛岡市上ノ橋町1-50	岩織ビル	019(654)5777
	(一社)宮城県建築士会	983-0862	仙台市宮城野区二十人町301-3	宮城県建設業国民健康保険組合会館5階	022(298)8037
	(一社)秋田県建築士会	010-0001	秋田市中通2-3-8	秋田アトリオンビル5階	018(827)3718
	(一社)山形県建築士会	990-0825	山形市城北町1-12-26	山形建築会館3階	023(643)4568
	(一社)福島県建築士会	960-8043	福島市中町4-20	みんゆうビル3階	024(523)1532
東京都	(一社)茨城県建築士会	310-0852	水戸市笠原町978-30	建築会館2階	029(305)0329
	(一社)栃木県建築士会	321-0933	宇都宮市築瀬町1958-1	栃木県建設産業会館1階	028(639)3150
	(一社)群馬県建築士会	371-0846	前橋市元総社町2-5-3	群馬建設会館	027(252)2434
	(一社)埼玉県建築士会	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	埼玉建産連会館5階	048(861)8221
	(一社)千葉県建築士会	260-0013	千葉市中央区中央4-8-5	建築会館4階	043(202)2100
	(一社)東京建築士会	104-6204	東京都中央区晴海1-8-12	晴海トリトンスクエアZ棟4階	03(3536)7711
	(一社)神奈川県建築士会	231-0011	横浜市中区太田町2-22	神奈川県建設会館5階	045(201)1284
	(一社)山梨県建築士会	400-0031	甲府市丸の内1-14-19	山梨県建設業協同組合会館1階	055(233)5414
	(一社)長野県建築士会	380-0872	長野市大字南長野市宮東426-1	長野県建築士会館2階	026(235)0561
	(一社)新潟県建築士会	950-0965	新潟市中央区新光町15-2	新潟県公社総合ビル3階	025(378)5666
名古屋市	(一社)富山県建築士会	930-0094	富山市安住町7-1	富山県建築設計会館2階	076(482)4446
	(一社)石川県建築士会	921-8036	金沢市弥生2-1-23	石川県建設総合センター5階	076(244)2241
	(一社)福井県建築士会	910-0854	福井市御幸3-10-15	福井県建設会館2階	0776(24)8781
	(一社)岐阜県建築士会	500-8384	岐阜市藪田南5-14-12	岐阜県シンクタンク庁舎4階	058(215)9361
	(一社)静岡県建築士会	420-0857	静岡市葵区御幸町9-9	静岡県建設業会館5階	054(254)9381
	(一社)愛知県建築士会	460-0008	名古屋市中区栄2-10-19	名古屋商工会議所ビル9階	052(201)2201
	(一社)三重県建築士会	514-0003	津市桜橋2-177-2	三重県建設産業会館3階	059(226)0109
大阪府	(一社)滋賀県建築士会	520-0801	大津市におの浜1-1-18	滋賀県建設会館3階	077(522)1615
	(一社)京都府建築士会	604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町641	京都建設会館別館2階	075(211)2857
	(一社)大阪府建築士会	540-0012	大阪市中央区谷町3-1-17	高田屋大手前ビル5階	06(6947)1961
	(一社)兵庫県建築士会	650-0011	神戸市中央区下山手通4-6-11	エクセル山手2階	078(327)0885
	(一社)奈良県建築士会	630-8115	奈良市大宮町2-5-7	奈良県建築士会館	0742(30)3111
	(一社)和歌山県建築士会	640-8045	和歌山市ト半町38	和歌山県建築士会館	073(423)2562
広島市	(一社)鳥取県建築士会	680-0912	鳥取市商栄町195	大和ホール	0857(21)7280
	(一社)島根県建築士会	690-0883	松江市北田町35-3	建築会館3階	0852(24)2620
	(一社)岡山県建築士会	700-0824	岡山市北区内山下1-3-19	建築会館4階	086(223)6671
	(一社)広島県建築士会	730-0052	広島市中区千田町3-7-47	広島県情報プラザ5階	082(244)6830
	(一社)山口県建築士会	753-0072	山口市大手町3-8	山口県建築士会館	083(922)5114
	(一社)徳島県建築士会	770-0931	徳島市富田浜2-10	徳島県建設センター5階	088(653)7570
	(一社)香川県建築士会	760-0018	高松市天神前6-34	村瀬ビル2階	087(833)5377
	(一社)愛媛県建築士会	790-0002	松山市二番町4-1-5	愛媛県建築士会館2階	089(945)6100
	(一社)高知県建築士会	780-0870	高知市本町4-2-15	高知県建設会館3階	088(822)0255
福岡市	(一社)福岡県建築士会	812-0013	福岡市博多区博多駅前3-14-18	福岡建設会館6階	092(441)1867
	(一社)佐賀県建築士会	840-0041	佐賀市城内2-2-37	佐賀県建設会館	0952(26)2198
	(一社)長崎県建築士会	850-0036	長崎市五島町5-34	トーカンマンション713号	095(828)0753
	(一社)熊本県建築士会	862-0954	熊本市中央区神水1-3-7	熊本県建築士会館	096(383)3200
	(一社)大分県建築士会	870-0045	大分市城崎町1-3-31	富士火災大分ビル3階	097(532)6607
	(一社)宮崎県建築士会	880-0802	宮崎市別府町2-12	宮崎建友会館3階	0985(27)3425
	(一社)鹿児島県建築士会	892-0838	鹿児島市新屋敷町16-301	県住宅供給公社326号室	099(222)2005
	(一社)沖縄県建築士会	901-2101	浦添市西原1-4-26	沖縄建築会館	098(879)7727

※郵送をご希望の場合は、現金1,080円と切手485円(郵送料)と共に、〒住所・氏名を記入した宛名ラベル(横書き、8cm×4cm程度の大きさ)を同封の上、現金書留で建築技術教育普及センター各支部宛にご請求下さい。その際、封筒表面の余白に「構造設計一級建築士講習申込書請求」と明記して下さい。

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等)

第10条の2の2 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の交付を申請することができる。

- 一 一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、第10条の22から第10条の25までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下この章において「登録講習機関」という。)が行う講習(別表第1(一)の項講習の欄に掲げる講習に限る。)の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士
- 二 国土交通大臣が、構造設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士

■平成 25 年国土交通省告示第 732 号〔抜粋〕

(平成 27 年 1 月 29 日一部改正公布 平成 27 年 6 月 25 日施行)

構造設計に関し建築士法第10条の2の2第1項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士及び設備設計に関し同条第2項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士を定める件

建築士法(昭和25年法律第202号)第10条の2の2第1項第二号及び第2項第二号の規定に基づき、構造設計に関し建築士法第10条の2の2第1項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士及び設備設計に関し同条第2項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士を次のように定める。

第1 構造設計に関し建築士法第10条の2の2第1項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士は、次の各号のいずれかに該当する一級建築士とする。

- 一 5年以上次に掲げるいずれかの業務に従事した後、建築士法第10条の2の2第1項第一号に規定する講習の課程を構造設計一級建築士証の交付の申請前1年以内に修了した一級建築士
- イ 一級建築士として従事する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の3第1項に規定する確認審査等の業務(建築物の構造に関するものに限る。)
- ロ その他国土交通大臣が構造設計の業務と同等以上の知識及び技能を要すると認める業務
- 二 前号に掲げる一級建築士のほか国土交通大臣が構造設計に関し建築士法第10条の2の2第1項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士

2 構造設計の業務並びに前項第一号イ及びロに掲げる業務に従事したそれぞれの期間は通算することができる。

■国土交通省住宅局長通知(国土交通大臣認定)〔抜粋〕

構造設計及び設備設計の業務と同等以上の知識及び技能を要する業務の認定について

平成 25 年国土交通省告示第 732 号第 1 第一号ロ及び第 2 第一号ハの規定に基づき、以下の表の(ろ)欄に掲げる業務を、(い)欄に掲げる業務と同等以上の知識及び技能を要すると認める。

平成 25 年 7 月 31 日

国土交通大臣 太田 昭宏

表

(い)	構造設計の業務(第 1 第一号ロ関係)
(ろ)	一級建築士として従事する次の業務 1. 平成 25 年国土交通省告示第 732 号第 1 第一号イに掲げる業務の補助の業務 2. 工事監理の業務(建築物の構造に関するものに限る。)

公益財団法人建築技術教育普及センター理事長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

構造設計一級建築士講習及び設備設計一級建築士講習における
設計等の補助業務の取扱いについて

建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)の一部を改正する省令(平成 19 年 6 月 20 日施行)により、各設計者等の責任を明確にするため、確認申請書の様式等が見直され、様式上、当該確認を受けようとする建築物の設計者及び工事監理者全員の氏名等を記載することとされたところです。これについて運用の徹底を図るため、今般、特定行政庁及び指定確認検査機関に対し別添 1 (略)の技術的助言を送付し、平成 25 年 10 月 1 日より、建築確認手続きの中で設計図書への記名押印並びに設計者及び工事監理者の確認申請書等への記載に関する確認を徹底するよう要請しました。

また、構造/設備設計一級建築士講習(以下、単に「講習」という。)においては、従来、実際に構造/設備設計を行った者は記名押印せず、意匠設計者が記名押印することが慣例的に行われてきたことに鑑み、一級建築士として 5 年以上構造/設備設計の補助業務に従事した後、講習の課程を修了した一級建築士については、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という。)第 10 条の 2 第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 2 号に基づき、同条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第 1 号に掲げる一級建築士と同等の知識及び技能を有すると認めてきたところですが、上記の設計図書への記名押印並びに確認申請書等への設計者及び工事監理者の記載の徹底の趣旨を踏まえ、平成 25 年 10 月 1 日以降に従事する構造/設備設計の補助業務については、同等と認める業務の中に含めないこととする方針ですので、ご連絡いたします。なお、工事監理の補助業務についても、設計の補助業務と同様の扱いとします。

なお、建築設計関係団体に対しても、別添 2 (略)の通りこの旨通知していることを申し添えます。

戻る